

「公的統計基本計画」の政府における推進体制（イメージ案）

個別府省対応事項への取組

統計基準の
設定

※ 経済指標専門会議

※ 統計分類専門会議

サービス分野の統計整備に関する研究会

国民経済計算、所管統計調査の改善・見直し等に関する検討等

複数府省連携事項に関する取組

※ 経済センサス活動調査推進関係府省会議

※ 産業連関部局長会議

産業関連統計の体系的整備等に関する検討会議

生産動態統計、企業活動基本統計、廃棄物・副産物統計等に関する統計整備の検討等（関係府省が合同で検討の場を設置）

全府省横断的事項に関する取組

【「各府省統計主管部局長等会議」の下で検討】

※ 国際統計に関する関係府省等連絡会議

事業所母集団データベースの活用等に関する検討会議

統計基盤の整備に関する検討会議

統計データの有効活用に関する検討会議

具体的施策の検討・実施

公的統計基本計画推進会議

各府省の部局長級で構成

進捗状況の情報共有、全体調整を図りつつ基本計画に掲げられた事項を推進

※ 季節調整法の適用、指数の基準時等の検討

※ 商品分類等の研究・検討

※ サービス分野の生産性並びに生産量及び価格の計測に関する調査研究

※ 各府省が責任を持って検討・実施する事項

※ 経済構造統計により達成すべき目標等の検討

※ 産業連関表の作成方法の検討、及び国民経済計算との連携強化等

※ 複数府省が一体となって検討する事項

※ 戦略的な国際対応力の向上支援

※ 行政記録情報、母集団データベース（ビジネスレジスター）の整備等

※ 統計調査員制度、民間委託・品質評価GL、広報活動、非協力者対応、統計リソース等の検討

※ 二次利用促進調査票情報の保管管理、データアーカイブの整備検討

適宜、専門会議・WGを設置し、有識者・地方公共団体等の知見を活用。※印は既存会議を活用。

■ は総務省政策統括官（統計基準）が事務局。ただし、「事業所母集団データベースの活用等に関する検討会議」は、総務省統計局と共同で運営することを想定。